

各 位

最低制限価格等の設定変更について

建設産業における技能労働者の公的保障の確保や、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利益になる状況が生じていることなどへの対策として、国においては経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化や施工体制台帳等への記載事項への保険加入状況の追加などを行うこととしています。

本市においては、これらを考慮して最低制限価格等の設定方法を変更します。

◎ 変更時期

平成24年7月1日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。

1 最低制限価格について

- ① 技能労働者の公的保障にかかる経費を適正に見込めるよう、最低制限価格の設定方法を変更しますが、現行程度とします。
- ② 最低制限価格の設定単位は、現行どおりです。
- ③ 対象工事は、最低制限価格を設定する全ての案件です。

2 総合評価方式の配点基準について

総合評価方式の価格評価の配点基準（最低制限価格に準じた額）も同様に設定方法を変更しますが、現行程度とします。

※『現行程度』：平成23年4月18日付け「最低制限価格等の改正について」でお知らせした内容です。